

特別研修

月例研究会 議事録 (10 月)

2007 年度第 5 回

| | |
|--|---------------------|
| 報告題名 農業信用補完制度の展開に関する保証理論の検討 | |
| 報告者 菅井健光 | 日時 10月25日(木) |
| (所属分野) 地域計画学 | 場所 第8講義室 |
| 座長 西橋 | 議事録担当者 平口 |
| 出席者 | |
| 報告要旨 | |
| <p>担保力や信用力が不足している農業者が資金を借りやすくする農業信用保証保険制度において、現在、農業信用基金協会の代位弁済等の支払財源の確保が懸念されている。これは、超低金利により基金等の運用益収入が激減したためである。これに対し、国は、2006年度から早期是正措置を導入した。</p> <p>支払財源確保の問題は、債務保証制度を担う基金協会が、基金主体の財務構造であり、保証対象農業者等が兼業化などにより多様化していることにあると推察される。問題を解くため信用補完制度として債務保証制度が採用された経緯と理由を考察した。農業信用補完制度は、1955年代初めに損失補償制度から債務保証制度へと移行した。これは補助金から融資への転換を図る戦後の農政の一環ともいえる。</p> <p>債務保証制度が採用された理由としては、①損失補償制度は食糧増産等の特定事態・特定業態対策であり、②農業改良資金の例から信用補完制度の担い手を行政から保証機関へ移す必要性があり、③基本法農政における農業近代化資金の利用促進に有効であり、④資金需要、対象集団の均質性からみて保険理論の導入の必用性は無かったこと、が考えられる。</p> | |

質疑・応答

平口 今回の報告の中では、基金協会は発足当時、信用補完の3つの形態—債務保証、損失補償、保険保証—から、債務保証制度を積極的に採用したと主張されているが、報告をお聞きする限りでは、基金協会が積極的に債務保証を選択したというよりはむしろ、たまたま債務保証を採用して、たまたま今日までうまくきた、と解釈できそうである。そうではなくて、当時の農林水産省なり、基金協会なりが積極的に債務保証制度を採用したという根拠をもう少し詳しく述べていただきたい。

菅井 Sheet6の表に見られるように、当時、農林漁業関連の信用補完制度は損失補償制度しか存在しなかった。たとえば昭和27年創設の「有畜農家創設事業資金制度」がそうである。しかし昭和31年あたりから「農業改良施設資金制度」にみられるような債務保証を取り入れた新しいスタイルが登場してきた。なぜこういった制度が導入されたかという点、これまでに比べて制度の対象が広がり、大量かつ特定の集団を対象としてきたからである。その後の制度でも、融資の対象は大量かつ特定の集団を対象にしてきたので、必然的に基金協会も債務保証をとったのだと考えられ、そこに積極性が見られる。

平口 融資の対象が、大量の集団に変わってきたことで、なぜ債務保証をとる必要があるのか。これまでどおり損失補償ではいけなかったのか。

菅井 損失補償制度では、債務の回収がほとんど見込めないという事態にならない限りは損失の補償がなされない。しかもその際の補償額は全額ではなく、一部である。たとえばSheet6の表中の「天災融資制度」がそうである。こうした制度の下では、融資機関は、債務が回収できないことを恐れてしまい、融資できなくなる。そのため、基金協会は損失補償ではなく、債務保証を採用したと考えるのである。

平口 では、保証保険ではなく、債務保証を選択した理由は何か。

菅井 Sheet8の表で比較を行ったように、保証と保険では、母集団の違いがあり、保険の場合は母集団は大量でなければいけない。大量の母集団を確保するためには、全国の基金協会の保証残高を合計する位でないと、保険というものが成り立たない。しかし、当時はそうした動きはなかった。

保証保険ではなく債務保証を積極的に採用したといえる理由は、対象とする農業者は均質な特定集団であったことであり、大数の法則の適用を前提とする保険業務として対応・検討の必要がなかったからであると考えている。

平口 債務保証を採用するのではなく、農家から一律の保険料を徴収する保証保険のやり方もあったのではないか。なぜその方法は採用されなかったのか。

菅井 そもそも債務保証の出発点である改良資金の融資では、利子補給と無保証料を条件として行った。そのため、そこでは農家から保険料を徴収するという発想はなかったといえる。そういった経過によって債務保証が選択された。このように改良資金制度との関連が大きい。

平口 今後基金協会の経営改善を目指して、保証料率を上げるということではできないのか。

菅井 私の修士論文のテーマである、保証料率で収支均衡化を図る、ということは、まさにそういうことである。現在のリスク部分の保証料だけでなく、付加保証料も取らなければ経営の収支均衡は図れないと主張した。この考え方はすなわち、保証に保険理論を取り入れるというやり方である。

大鎌 対象とする母集団が、かつてのように均質ではなくなり、現在では多様かつ大量になっている。その際に、特定の均一な集団を対象に保険理論を適用するとすると、母集団が小数になり、保険として成り立たなくなるのではないか。

菅井 現在は保証の対象が多様かつ大量になっているが、それらをひろく母集団とすればよいと考えている。その上で、特定集団ごと一たとえば、専業農家グループ、畜産グループ、准組合員グループ等に違いのある保証料率を徴収すればよい。だからこそ、保険理論を取り入れていく必要があると考えている。こうした具体的な提案は次の課題にしていきたい。

木谷 非常に面白く聞かせていただいた。一つ聞きたいのは、債務保証だったものに保険理論を取り入れていくということは、これまで債務保証制度を強制的に利用していた債務者が、これからは任意に保険制度を利用していくということか。

菅井 債務保証制度は強制ではなく任意である。ただし融資を受ける際の条件になることはある。保証料ならびに保険料を払うのはいずれも債務者であり、違いはない。

大鎌 基金協会が債務保証を選択した理由として、農地法との関連で農業者は農地を担保としづらく、そのために国家が農業保護政策の一環として、債務保証制度を導入したという論理は考えられないのか。

菅井 それは考えられない。

長谷部 融資によって、債務保証を条件とするものがあるということなので、そうした条件の有無で融資を分類していただけると分かりやすい。

以上